

【資料】

2019年度 いづみ寮 生活のしあり

施設長 横田千代子

これからいづみ寮での生活を始められる皆さま・・・ようこそいづみ寮に

施設の運営方針

理念——「共に生きる」——

はつきり言っておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の
一人にしたのは わたしにしてくれたことなのである。

(マタイ 25:40)

傷つき 居場所を失い 心を奪われた女性や子どもたち……

いづみ寮はどの人にも安心で安全な生活を提供できる場所でありたいと願います。「いと小さきもの」はいつも身近にいます。そしてそれは自分自身でもあるのです。

共に愛し 共に支え 共に生きる仲間として、職員も利用者も、ここで自分を探し 自分と出会い 自分らしく生きる事を獲得して行って欲しいと思います。

創立60年を迎えたこの「時の積み重ね」を振り返りながら、また、時を重ねて、新しいいづみ寮を作ってゆきましょう・



二輪草 (にりんそう)

友情 協力 ずっと離れない

2019年度 施設として「現場から法律を変えてゆく」この動きに特に力を入れて行きたいと思います。このいづみ寮の支援実態が社会化され、法制化につながってゆく事を目指したいと思います。

婦人保護施設の根拠法は「売春防止法」ですが、この法律自体が「特別刑法」であり、現状で支援している女性たちのニーズに対応しきれていません。現行法では法律自体が女性への人権侵害であるとも言えるでしょう。

2008年全婦連の活動として「売春防止法見直し検討会」が発足しました。2015年（平成27年）7月15日に「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」が発足しています。今、4年目を迎えています。今、求められている女性たちのニーズに即した新たな法律制定は女性の人権獲得でもあるのです。

国の「困難を抱えた女性への支援のあり方検討会」でも法律改正の声が上がっています。婦人保護施設は入所期限がなく、生活全般に亘って支援している「ひとりの人の人生のステージ」に関わる責務ある現場です。現場から法律改正の声を挙げて行きましょう。

<女性自立支援法(仮称)>の制定を目指して

●目的

売春、性暴力、虐待、貧困等様々な困難を抱えた女性及び同伴する子どもが、尊厳を回復し、それぞれ個人として、基本的人権を尊重され、社会の一員として自立して社会的生活をおくことができるよう、国・都道府県・市町村などの責務を明確にし、必要とされる支援が、どこにおいても、切れ目なく提供されるために必要な施策等基本的事項を定める。

●基本理念

女性及び子どもの人権と自己決定を尊重し、自立に向けたエンパワードと切れ目のない支援

●対象

自立に向けた支援を必要とするすべての女性及びその同伴する子ども（「要支援女性等」という）

同伴される子どもも、個人として尊重され、人権を擁護されるべき権利を有していることに十分留意する

<今年の暮らしつくりのテーマ>

「共に暮らす生活の中の環境

共に暮らす仲間との関係を考える暮らしつくり」としました。

★「暮らしつくり」をテーマに14年目を迎えます。

●環境を考えよう

生活環境 住居環境 医療環境 学習環境 情緒・情操的的環境

衛生環境 衣食環境 文化的環境

「環境」は生活を変化させ、同時に生き方も変えてゆく大きな作用があります。決して豊かな環境で生活してこなかった利用者が、いざみ寮の中で出会う環境はとても重要です。日常の生活支援の中に支援者がその環境が社会的・文化的にどう影響しているか認識を持っている必要があります。今年の「暮らしつくり」に「環境」を取り入れました。どの分野にも「豊かな環境」が具体的に組み入れられるよう利用者と共に考えて行きましょう。

●関係を考えよう

人間関係 友人関係 交流関係 経済関係 金銭関係 治療関係

支援関係 支配関係 協力関係

生きてゆく上での様々な関係は人の心を揺り動かします。時には関係が最悪になると生活が壊することもおきできます。関係には距離も必要ですが、その距離に侵害してしまうこともあります。良好な関係の取り方について、利用者と話し合い「豊かな関係つくり」を実践してみましょう。

《婦人保護施設はなにするところ》

女性たちの人権の尊重

●被害からの回復支援——自分らしく生きる生活の確保

支援者は利用者理解を深めることから始めます。聞いて、話して、さらに聞いて心を紡ぎます。私たちの支援は多岐にわたり、しかも女性として侵害されてきた「性」の問題と対面していくことが求められます。時間がかかります。その時間こそが信頼のツールです。多岐にわたる支援の中で時間の確保は大変でしょうが、ひとりで抱え込みず、チームでのアプローチを積極的に使いましょう。さらに性被害の支援には、性の当事者性も求められます。そのための専門的な研修が求められます。性の侵害だけではなく様々に「自分を生きる」ことが求められてきた生活史を抱えています。表面に出てくる問題として見てしまいがちな行動は「個人の資質」「個人の問題」とすり違えがちですが、私たちは専門職として研ぎ澄まされた眼差しで見極める力を備えて行きたいと思います。今年度はさらなる専門研修に参加する機会を増やしていきたいと思います。国による専門研修への企画も呼び掛けたいと思います。

職員の専門性——職員と利用者の生活共同体の中での支援

支援員はトータルソーシャルワーカー・ジェネラルソーシャルワーカーとして位置づけられる専門職。

チームアプローチによる支援——スーパーバイザーの導入 ケアマネジメントとチームアプローチ

●奪われてきた、失ってきた生活の再建に向けての支援

日常の生活支援こそが大切です。生活の中での利用者間の関係性から、様々な事が検証できます。生活は臨床の場でもあります。その中で「人間性」が触れ合います。再び社会生活を送る上での「生活力」それは生活スキルのみではなく、社会人として立つ意識も必要です。虐待や性暴力被害を受けてきた利用者には、心理職の立場からもメンタルケアについてアドバイスを受けましょう。

●就労自立への支援——社会との接点をつなぐ大きな柱となる支援

個別性のある就労形態

就労に至るまでは、かなり個別的に状況が異なります。本人の希望と実際の力に距離がある人もあります。「就労の目的」と共に明らかにしてさらに、就労への意思確認・面接・情報収集、就労につながるための同行支援、職場との関係調整、支援は多岐にわたります。心の動搖などきめ細かな配慮が必要です。収入を得る事から、将来に向けての金銭関係支援、生活設計のアプローチが求められます。

●社会生活自立への導入

どの人もが「自立生活」への憧れを持っています。大変個別性の高い支援です。生活全般のトータルした支援力・支援スキルが求められます。チームでのアプローチも欠かせません。退所後の支援も視野に入れた「切れ目がない」支援が求められます。

かにた婦人の村 関連年表

1894（明治 27）年	7月 嫁風会、慈愛館開設に向けて土地購入
1900（明治 33）年	7月 救世軍、婦人救済所（「醜業婦救済所」）開設
1935（昭和 15）年	11月 深津文雄、茂呂塾開設
1946（昭和 21）年	1月 GHQによる公娼制度に関する法規撤廃
1954（昭和 29）年	4月 奉仕女志願者 4名、上富坂教会（東京都文京区）に集まる (天羽道子、日本初の奉仕女として献身を願い出る) 5月 深津文雄、ベテスダ奉仕女母の家開設
1956（昭和 31）年	5月 売春防止法成立 10月 ベテスダ奉仕女母の家、社会福祉法人設立認可
1957（昭和 32）年	7月 ベテスダ奉仕女母の家で「転落女性更生施設」の開設決定
1958（昭和 33）年	4月 婦人保護施設・いざみ寮開設（東京都練馬区大泉学園町） 6月 久布白落実、いざみ寮訪問（コロニーの「種」をまく） 8月 いざみ寮でガリ版文集『原石』創刊 12月 コロニー後援会発足
1965（昭和 40）年	4月 かにた婦人の村開設（千葉県館山市） 施設長深津文雄、他職員 14名、初年度の入所者 87名
1967（昭和 42）年	9月 かにた婦人の村に製陶作業場竣工初窯
1969（昭和 44）年	6月 かにた婦人の村で製菓作業開始 11月 深津文雄『いと小さく貧しき者に』刊行
1970（昭和 45）年	5月 かにた婦人の村の浴場の片隅で洗濯作業班始まる
1971（昭和 46）年	7月 城田すず子『マリヤの贊歌』刊行 9月 かにた婦人の村の製陶作業棟の軒下で木工作業班始まる
1972（昭和 47）年	10月 かにた婦人の村に水曜学校開校
1976（昭和 51）年	2月 かにた婦人の村で看護作業班発足 4月 かにた婦人の村で養鶏が始まる 10月に乳牛飼育班発足
1978（昭和 53）年	7月 かにた婦人の村で養豚が始まる
1981（昭和 56）年	8月 かにた婦人の村で納骨堂付き会堂の定礎式
1985（昭和 60）年	8月 かにた婦人の村、日本軍「慰安婦」鎮魂の柱を建てる
1989（平成元）年	4月 天羽道子、かにた婦人の村の施設長に就任（～2013年）
1999（平成 11）年	4月 横田千代子、いざみ寮の女性初の寮長として就任 11月 深津文雄『底点志向者ジェシュアガ』刊行
2001（平成 13）年	4月 DV 防止法成立
2014（平成 26）年	6月 かにた作業所エマオ（就労継続支援 b型）開設

[参考文献]『婦人保護長期入所施設かにた婦人の村創立 50周年記念誌』(ベテスダ奉仕女母の家、2015年)、『婦人保護施設いざみ寮 60周年記念誌』(ベテスダ奉仕女母の家、2018年)

売春防止法（昭和31年法律第118号）

昭和31年5月24日 公布
昭和32年4月1日 施行

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

（売春の禁止）

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

（適用上の注意）

第4条 この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 刑事処分

（勧誘等）

第5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

- 第6条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万元以下の罰金に処する。
- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
 - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第7条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万元以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第8条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万元以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力をを利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(前貸等)

第9条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第10条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第11条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万元以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第12条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万元以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第13条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万元以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第15条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第16条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項 ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項 の規定により第五条 の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第3章 補導処分

(補導処分)

第17条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。
(補導処分の期間)

第18条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第19条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の二第一項 の規定を適用しない。同法第五十四条第一項 の規定により第五条 の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第20条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第21条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十三条 から第三百四十五条 までの規定を適用しない。

(収容)

第22条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

- 2 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他の収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。
- 3 収容状は、検察官の指揮によって、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。
- 4 収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。
- 5 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。
- 6 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第23条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第24条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

- 2 前項の措置については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十二号。以下「予防更生法」という。）第五十二条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第25条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

- 2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。
- 3 第一項の仮退院については、予防更生法第二十九条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「売春防止法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第26条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

- 2 前項の保護観察については、予防更生法第二条、第三十四条から第三十七条まで

及び第三十九条 から第四十一条の二 までの規定を準用する。この場合において、同法第三十四条第二項 中「第三十一条第三項」とあるのは、「売春防止法第二十五条第三項において準用する第三十一条第三項」と、第四十一条第七項中「第四十五条第一項」とあるのは、「売春防止法第二十七条第二項において準用する第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消)

第27条 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、地方委員会は、仮退院の取消をすることができる。

- 2 前項の仮退院の取消については、予防更生法第四十四条第一項 及び第二項 並びに第四十五条第一項、第二項、第五項 及び第六項 の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項 中「第四十一条第二項」とあるのは、「売春防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第四十五条第二項 の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。
- 4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。
- 5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。
- 6 再収容状については、第二十二条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(行政手続法 の適用除外)

第27条の2 第二十四条から前条まで及び第二十九条の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章 から第四章 までの規定は、適用しない。

(審査請求)

第28条 第二十七条第一項の規定による地方委員会の処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対して審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求については、予防更生法第五十条 から第五十一条の二 までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第五十一条の三 の規定を準用する。この場合において、同法第五十条第一項 中「監獄又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第五十一条の二 中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

(予防更生法 雜則の準用)

第29条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消し及び処分の審査については、第二十五条から前条までに定めるもののほか、予防更生法第五十五条 から第五十九条まで及び第六十条第一項 の規定を準用する。

(仮退院の効果)

第30条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

(更生緊急保護)

第31条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、予防更生法第四十八条の二第一項第一号に掲げる者とみなし、予防更生法第四十八条の二から第四十八条の四まで及び第六十条の規定を適用する。この場合において、予防更生法第四十八条の二第一項及び第四項中「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは「補導処分による身体の拘束」と、第四十八条の三第二項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは「補導処分による身体の拘束」と、同条第三項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「仮出獄」とあるのは「仮退院」とする。

(執行猶予期間の短縮)

第32条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第33条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第4章 保護更生

(婦人相談所)

第34条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附隨して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

- 4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

- 第35条 都道府県知事は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熟意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。
- 2 市長は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熟意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。
 - 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附隨する業務を行うものとする。
 - 4 婦人相談員は、非常勤とする。

(婦人保護施設)

- 第36条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

(民生委員等の協力)

- 第37条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第38条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）
 - 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
 - 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
 - 四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用
- 2 市は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

- 第39条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第40条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負

担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号から第四号までに掲げるもの

二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附則（略）

（内閣府男女共同参画局ホームページより <http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/hbo04j-1-10.pdf>）